

岩手県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画下水道事業釜石公共下水道
- 3 事業地

(1) 収用の部分 昭和33年建設省告示第490号、昭和35年建設省告示第781号、昭和40年建設省告示第50号、昭和42年建設省告示第4624号、昭和46年岩手県告示第514号、昭和53年岩手県告示第1372号、昭和59年岩手県告示第1089号、平成3年岩手県告示第290号、平成4年岩手県告示第601号、平成11年岩手県告示第270号、平成17年岩手県告示第234号、平成24年岩手県告示第165号、平成26年岩手県告示第440号及び平成30年岩手県告示第419号の事業地のうち、釜石市大字平田第2地割及び鶴住居町第15地割を削り、鶴住居町四丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 昭和33年建設省告示第490号、昭和35年建設省告示第781号、昭和40年建設省告示第50号、昭和42年建設省告示第4624号、昭和46年岩手県告示第514号、昭和53年岩手県告示第1372号、昭和59年岩手県告示第1089号、平成3年岩手県告示第290号、平成4年岩手県告示第601号、平成11年岩手県告示第270号、平成17年岩手県告示第234号、平成24年岩手県告示第165号、平成26年岩手県告示第440号及び平成30年岩手県告示第419号の事業地のうち、釜石市大字平田第2地割を削る。

- 4 事業施行期間 昭和33年3月25日から令和10年3月31日まで